

建 技 第 5 2 6 号
営 繕 第 3 3 号
農 整 第 8 0 4 号
令和 7 年 3 月 2 4 日

部 内 各 所 属 長
部 外 関 係 室 ・ 課 長 殿

土 木 部 長
農 林 水 産 部 長

富山県電子納品運用ガイドライン(案)の改定について

このことについて、下記のとおり改定したので通知します。

記

1. 改定内容

- ・ 富山県電子納品運用ガイドライン(案)[土木工事編] 本文及び付属資料
- ・ 富山県電子納品運用ガイドライン(案)[土木調査設計業務編] 本文及び付属資料
- ・ 富山県電子納品運用ガイドライン(案)[建築工事編] 本文及び付属資料
- ・ 富山県電子納品運用ガイドライン(案)[建築設計等業務編] 本文及び付属資料

2. 適 用

令和 7 年 4 月 1 日以降に作成する設計書から適用する。

ただし、既発注工事においても受発注者間協議の上、適用可能とする。

3. 閲覧方法

富山県土木部建設技術企画課ホームページから閲覧できます。

〔 建設技術企画課 HP－電子納品－富山県電子納品運用ガイドライン(案) 〕
〔 <https://www.pref.toyama.jp/1510/kendodukuri/doboku/cals.html> 〕

〔 事務担当：土木部建設技術企画課技術指導係
土木部営繕課営繕第一係
農林水産部農村整備課技術管理係 〕